

2010年1月14日  
株式会社日立製作所  
執行役会長兼執行役社長 川村 隆  
(コード番号:6501)  
(上場取引所:東・大・名・福・札)

日立マクセル株式会社  
執行役社長 角田義人  
(コード番号:6810)  
(上場取引所:東・大)

## 日立による日立マクセルの 完全子会社化の方法の決定(株式交換)に関するお知らせ

株式会社日立製作所(執行役会長兼執行役社長:川村隆/コード番号:6501/以下、日立)および日立マクセル株式会社(執行役社長:角田義人/コード番号:6810/以下、日立マクセル)は、本日、日立による日立マクセルの完全子会社化について、株式交換の方法(以下、本株式交換)によることを決定しましたので、お知らせします。なお、本株式交換の交換比率、効力発生日および本株式交換後の状況等の本株式交換の詳細につきましては、確定次第公表します。

### 1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日立は、日立公表の2009年7月28日付「当社子会社である日立マクセルの株式に対する公開買付けの開始について」および当該ニュースリリースの訂正に係る2009年8月19日付「『当社子会社である日立マクセルの株式に対する公開買付けの開始について』の訂正に関するお知らせ」(以下、両者を併せて「本公開買付けニュースリリース」と総称)に記載のとおり、日立マクセルの完全子会社化をめざして、2009年8月20日から2009年10月8日まで、日立マクセルの発行する株式を対象とする公開買付け(以下、本公開買付け)を実施しました。その結果、本日現在、日立は日立マクセルの株式90,553,354株(日立マクセルの発行済株式総数(99,532,133株(2009年9月30日現在)))に占める保有割合で90.98%、総株主の議決権の数に占める割合で94.27%(注)を保有しております。

本公開買付けニュースリリースに記載のとおり、日立は、日立マクセルを日立の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、日立が日立マクセルの発行済株式の全て(日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、日立は、本公開買付け後に、日立マクセルとの間で、日立を株式交換完全親会社、日立マクセルを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことにより、日立が日立マクセルの発行済株式の全て(日立が保有する日立マクセルの株式を除きます。)を取得することによって(ただし、本公開買付けの決済後一定の基準日時点の日立マクセルにおける米国人株主の保有割合(米国1933年証券法(Securities Act of 1933)に従い算定されます。以下同じです。))が10%を超え、本株式交換の実施により日立に米国1933年証券法(Securities Act of 1933)に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、異なる方法によって)、日立マクセルを日立の完全子会社とすることを企図しておりました。

そして、上記のとおり、本公開買付けにより、日立は日立マクセルの発行済株式の全て(日立マクセルが保有する自己株式を除きます。)を取得できておらず、また、本公開買付けの決済後一定の基準日である2009年11月16日時点の日立マクセルにおける米国人株主の保有割合が10%を超えていないことが確認できたことから、日立および日立マクセルは、この度、株式交換の方法により、日立マクセルを日立の完全子会社とすることとしました。

(注) 日立の保有する日立マクセルの株式に係る議決権の数905,533個が、日立マクセルの総株主の議決権の数960,595個に占める割合として算出しております。また、日立マクセルの総株主の議決権の数は、2009年9月30日現在の発行済株式総数99,532,133株から、同日現在日立マクセルが保有する自己株式3,472,601株を除いた96,059,532株に係る議決権の数としております。なお、小数点以下第3位を四捨五入しております。

なお、日立による日立マクセルの完全子会社化の目的につきましては、本公開買付けニュースリリースならびに日立マクセル公表の2009年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」および当該ニュースリリースの訂正に係る2009年8月19日付「(訂正)『株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ』の訂正に関するお知らせ」に記載のとおりです。

## 2. 本株式交換の概要

本株式交換は、日立については、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、日立マクセルについては、会社法第784条第1項の規定に基づき略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の承認を得ないで行われる予定です。なお、その効力発生日につきましては、現在未定ですが、遅くとも2010年4月頃までを目処としており、確定次第公表します。

本株式交換においては、日立を除く日立マクセルの株主の皆様が保有する日立マクセルの株式の対価として日立の株式を交付することを予定しております。また、本株式交換における株式交換比率は最終的には日立と日立マクセルが協議の上で決定しますが、本株式交換により日立マクセルの株主の皆様が受け取る対価(日立の株式。ただし、日立の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。)を決定するに際しての日立マクセルの株式の評価は、本公開買付けの日立マクセルの株式の買付価格(1株につき、金1,740円)と同一の価格を基準にする予定です。

## 3. 日立マクセル株式が上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日をもって、日立マクセルは日立の完全子会社となります。日立マクセルの株式は、かかる効力発生日の3営業日前に、東京証券取引所および大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、日立マクセルの株式を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することができなくなります。

以上

### <将来の見通しに関するリスク情報>

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ）における経済状況および需要の急激な変動
- ・ 為替相場変動（特に円／ドル、円／ユーロ相場）
- ・ 資金調達環境
- ・ 日本の株式相場変動
- ・ 持分法適用会社への投資に係る損失
- ・ 日本の政権交代による法令の変更
- ・ 価格競争の激化（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門およびデジタルメディア・民生機器部門）
- ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社および子会社の能力
- ・ 急速な技術革新
- ・ 長期契約におけるコストの変動および契約の解除
- ・ 原材料価格の変動
- ・ 製品需給の変動
- ・ 製品需給、為替相場および原材料価格の変動に対応する当社および子会社の能力
- ・ 社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・ 事業構造改善施策の実施
- ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国およびヨーロッパ）における社会状況および貿易規制等各種規制
- ・ 製品開発等における他社との提携関係
- ・ 自社特許の保護および他社特許の利用の確保
- ・ 当社、子会社または持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・ 地震、その他の自然災害等（特に日本）
- ・ 情報システムへの依存および機密情報の管理
- ・ 退職給付債務に係る見積り
- ・ 人材の確保

---

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

---